

新型コロナウイルスワクチン接種業務及び臨時特別給付金事業運営委託業務における過大請求について

羽曳野市が発注した新型コロナウイルスワクチン接種事業及び臨時特別給付金事業の委託業務において、受託者である近畿日本ツーリスト株式会社が過大請求を行っていた事案について、過大請求額が確定し羽曳野市への返還が完了しましたので報告いたします。

概要

1. 対象事業

○新型コロナウイルスワクチン接種業務委託事業

対象契約期間：令和 3 年 3 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

対象業務：ワクチンコールセンター等業務・新型コロナウイルスワクチン接種にかかる集団接種業務

○臨時特別給付金事業

対象契約期間：令和 4 年 1 月 13 日から令和 5 年 2 月 28 日まで

対象業務：臨時特別給付金事業運営委託業務・価格高騰緊急支援給付金事業運営委託業務

2. 契約金額及び過大請求額並びに返還額

※ 各業務の詳細は別紙参照

業務名	契約金額	過大請求額	遅延損害金額 (年利 3%)	返還額
A. ワクチン接種 業務委託事業等	4 億 7,863 万 3,786 円	1,447 万 2,984 円	73 万 3,882 円	1,520 万 6,866 円
B. 臨時特別給付 金事業運営委託 業務等	6,743 万 4,509 円	704 万 6,557 円	29 万 7,106 円	734 万 3,663 円
合計	5 億 4,606 万 8,295 円	2,151 万 9,541 円	103 万 988 円	2,255 万 529 円

(内 1,167 万 3,122 円返還済みにて 令和 6 年 1 月 31 日返還額 1,087 万 7,407 円)

3. 事案の概要

近畿日本ツーリストは、各業務において、委託契約を交わした必要人員数に対し、諸処の事情等により出務数が少なかったにもかかわらず、本市には契約時の必要人員通りに請求していたこと等により過大請求が発生したものの。

4. 経過

近畿日本ツーリストから本市事業において過大な請求があり、社内調査を行う旨の申し出があった（令和5年4月19日）ことから、近畿日本ツーリストと本市の双方において過大請求の事実確認を行った。

第一段階として新型コロナワクチン接種に係るコールセンター業務の一部契約について、近畿日本ツーリストから報告書の提出を受け、本市で精査した結果、精算額が確定し、令和5年8月2日返還を受けた（契約金額：7,690万2,518円 清算金額：6,522万9,396円 返還額：1,167万3,122円）。

さらに本市が近畿日本ツーリストに委託した他業務を順次精査。精査内容に関し、令和6年1月18日最終報告書の提出を受け、本市において内容に相違のないことを確認したことから、過大請求額の返還及び遅延損害金の請求を行い、令和6年1月31日に返還されたことを確認した。

対応

返還された金額については、令和6年度に国庫補助金の実績報告書を修正し返還する。

問合せ

保健福祉部

電話番号 072-958-1111

令和6年1月31日

新型コロナウイルスワクチン接種業務及び臨時特別給付金事業運営委託業務一覧

A. ワクチン接種業務委託事業等

1) 新型コロナウイルスワクチン接種に係るコールセンター等業務

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| (1) 契約日 | 令和3年2月18日(変更契約 令和3年4月22日) |
| (2) 履行期間 | 令和3年3月1日 ~ 令和3年9月30日 |
| (3) 契約金額 | 76,902,518円 |
| (4) 精算金額 | 65,229,396円 |
| (5) 返還額 | 11,673,122円 ※ 返還日: 令和5年8月2日 |
| (6) 遅延損害金 | 585,254円 |

2) 新型コロナウイルスワクチン集団接種(四天王寺大学)会場設営等業務

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 契約日 | 令和3年7月21日 |
| (2) 履行期間 | 令和3年7月23日 ~ 令和3年8月30日 |
| (3) 契約金額 | 26,942,054円 |
| (4) 精算金額 | 26,489,513円 |
| (5) 返還額 | 452,541円 |
| (6) 遅延損害金 | 31,722円 |

3) 羽曳野市新型コロナウイルスワクチン接種に係る第二弾集団接種業務

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| (1) 契約日 | 令和3年7月2日(変更契約 最終 令和4年2月21日) |
| (2) 履行期間 | 令和3年7月3日 ~ 令和4年3月31日 |
| (3) 契約金額 | 76,828,466円 |
| (4) 精算金額 | 75,748,063円 |
| (5) 返還額 | 1,080,403円 |
| (6) 遅延損害金 | 57,090円 |

4) 新型コロナウイルスワクチン接種に係る集団接種業務【3回目接種】

- | | |
|-----------|------------------------------|
| (1) 契約日 | 令和4年1月26日(変更契約 最終 令和4年5月26日) |
| (2) 履行期間 | 令和4年1月29日 ~ 令和4年6月12日 |
| (3) 契約金額 | 42,178,582円 |
| (4) 精算金額 | 41,238,857円 |
| (5) 返還額 | 939,725円 |
| (6) 遅延損害金 | 48,887円 |

5) 新型コロナウイルスワクチン接種に係る集団接種業務【4回目接種】

(1) 契約日	令和4年6月30日(変更契約 最終 令和4年9月20日)
(2) 履行期間	令和4年7月2日 ~ 令和5年3月26日
(3) 契約金額	61,379,636円
(4) 精算金額	61,211,358円
(5) 返還額	168,278円
(6) 遅延損害金	5,710円

6) 新型コロナウイルスワクチン接種に係るワクチン接種記録システム(VRS)入力及び窓口電話対応業務

(1) 契約日	令和4年4月1日(変更契約 最終 令和4年9月30日)
(2) 履行期間	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日
(3) 契約金額	37,179,063円
(4) 精算金額	37,020,148円
(5) 返還額	158,915円
(6) 遅延損害金	5,219円

B. 臨時特別給付金事業運営委託業務等

1) 臨時特別給付金事業運営委託業務(10万円給付事業)

(1) 契約日	令和4年1月12日
(2) 履行期間	令和4年1月13日 ~ 令和4年9月30日
(3) 契約金額	41,858,437円
(4) 精算金額	36,450,463円
(5) 返還額	5,407,974円
(6) 遅延損害金	248,141円

2) 臨時特別給付金事業運営委託業務(上記契約の変更契約分)

(1) 契約日	令和4年6月15日
(2) 履行期間	令和4年1月13日 ~ 令和4年11月30日
(3) 契約金額	10,572,980円
(4) 精算金額	10,024,345円
(5) 返還額	548,635円
(6) 遅延損害金	18,784円

3) 価格高騰緊急支援給付金事業運営委託業務 (5万円給付事業)

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 契約日 | 令和4年10月13日 |
| (2) 履行期間 | 令和4年11月7日 ~ 令和5年2月28日 |
| (3) 契約金額 | 15,003,092円 |
| (4) 精算金額 | 13,913,144円 |
| (5) 返還額 | 1,089,948円 |
| (6) 遅延損害金 | 30,181円 |